

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 消防屯所等解体設計業務委託

2. 計画施設概要

(1) 施設名称

- ・本能地格納庫（三原市幸崎能地 5 丁目 10-18）
- ・奥三格納庫（三原市幸崎能地 7 丁目 25-1）
- ・須波分団屯所（三原市須波 1 丁目 19-15）
- ・港口倉庫（三原市須波 1 丁目 9）
- ・須波西倉庫（三原市須波西 2 丁目 24-30）
- ・沖浦格納庫（三原市沖浦町 1387-1）
- ・沼田西分団屯所（三原市沼田西町松江 2565）
- ・惣定格納庫（三原市沼田西町惣定 1168-1）
- ・大長寺格納庫（三原市小坂町 2178-1）
- ・須波ハイツ格納庫（三原市須波ハイツ 3 丁目 1）

(2) 敷地概要

a. 面積

- ・本能地格納庫（敷地面積：771 m² 床面積：24.41 m²）
- ・奥三格納庫（敷地面積：163 m² 床面積：24.84 m²）
- ・須波分団屯所（敷地面積：80.04 m² 床面積：26.42 m²）
- ・港口倉庫（敷地面積：19.4 m² 床面積：6.04 m²）
- ・須波西倉庫（敷地面積：58 m² 床面積：5.39 m²）
- ・沖浦格納庫（敷地面積：271.07 m² 床面積：5.32 m²）
- ・沼田西分団屯所（敷地面積：168 m² 床面積：54.9 m²）
- ・惣定格納庫（敷地面積：398.38 m² 床面積：40.98 m²）
- ・大長寺格納庫（敷地面積：329.41 m² 床面積：5.89 m²）
- ・須波ハイツ格納庫（乾燥柱のみの解体）

b. 地形

計画敷地は概ね平坦、周囲は高低差有り

(3) 施設用途

消防屯所、格納庫、倉庫

(4) 施設・設計概要表

予定工事費	25,000 千円程度	
予定工事期間	令和 8 年 11 月 ～ 令和 9 年 3 月（5 ヶ月程度）	※週休 2 日を原則的に想定する。
貸与資料	石綿含有分析調査報告書（奥三格納庫）	
備考	仮設計画、跡地の整地等を含む。	

(5) 工事内容

施設名	工事内容	石綿調査検体数
本能地格納庫	建物・乾燥柱の解体、フェンス新設	2 検体
奥三格納庫	建物の解体、コンクリート舗装	調査済
須波分団屯所	建物・乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備	1 検体
港口倉庫	建物の解体、真砂土で跡地整備	1 検体
須波西倉庫	建物・乾燥柱 2 本・貯水槽の解体 真砂土で跡地整備	2 検体
沖浦格納庫	建物の解体、真砂土で跡地整備	1 検体
沼田西分団屯所	建物・乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備	3 検体
惣定格納庫	建物・乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備	2 検体
大長寺格納庫	建物・乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備	2 検体
須波ハイツ格納庫	乾燥柱の解体	0 検体

3. 設計と条件

(1) 設計業務について

a. 目的、方針

- ・上記 10 箇所の建物の解体設計を行うことを目的とする。

b. 設計内容

- ・既存建物の解体
- ・既存乾燥柱の解体
- ・跡地整備
- ・フェンス新設
- ・その他の解体
- ・その他仮設工事等必要となる業務を行う。

c. 留意事項

- ・設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。
 - a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
 - b. 設計施設と周辺環境との調和
 - c. 使用上の利便性
 - d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
 - e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
 - f. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）
 - g. 分別解体の適正化（物品、作業種別、有害物質の有無を明示した処理表を含む仕様書を作成すること。）
 - h. 近隣建物・構造物等への配慮
- ・既存図面をスキャンして使用する場合は可能な限り解像度を高くして取り込むこと。なお、積算に必要な文字が読み取れない場合は必ず補正すること。
- ・業務に文献その他資料を引用した場合はその文献名、資料名を明記すること。
- ・生成 AI の活用について
 - 生成 AI を積極的に活用すること。
 - 提出書類については、必ず生成 AI によるチェックを行った上で提出すること。

- ・特記仕様書の様式については、広島県の様式（最新版）を準用すること。
なお、主要資材等について、「広島県内」は「三原市内」と書き替える。
- ・解体設計において、地下埋設物等の撤去の要否について、跡地計画への支障を最小限にとどめるため、詳細に調査を行い関係部署とも協議のうえ慎重に計画すること。
- ・限られた業務期間内で、手戻りなく、また、迅速な方針決定のもと業務を進めるため、業務着手後速やかに、改修内容及び概算事業費の増減に影響する項目と論点、選択肢を提示し、発注者との十分な協議のもと、目的を明確にして業務を進めること。
- ・本業務完了後の工事受注者選定における契約の不調リスクを減らすため、設計の各段階においてコスト管理への配慮を徹底して業務を進めること。
- ・設計金額及び予定工期は、示している予定工事費・予定工事期間に納まる計画とすること。
なお、受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に予定工事費、予定工期に納まった設計図書が納品できない場合は、損害賠償の請求や契約解除を行うことがあるので留意すること。
- ・関係法令の規定や諸基準を遵守した計画とし、工事費縮減のため合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努め、維持管理を含めたコスト抑制及び将来の可変性を重視した設計すること。
- ・敷地出入口は安全性を重視した位置及び構造とし、敷地内を含め、歩行者と車両の動線を分離した計画とすること。
- ・敷地内及び建築物のバリアフリー化に努め、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るため、段差のない構造、スロープ及び手摺設置等の措置を十分に講じること。原則、広島県福祉のまちづくり条例の整備基準に適合させること。
- ・海が近い場合、塩害対策について考慮すること。
- ・外構図（雨水排水計画図を含む）については、舗装面、柵、配管の高さや勾配を十分考慮して検討すること。必要によっては施工図レベルの詳細図を作成すること。開発許可等が該当する場合は必ずこれらを反映した図面とすること。
- ・高齢者及び障害者等の移動上及び施設利用上の利便性及び安全の向上の促進を図る計画とすること。
- ・仮設計画の検討にあたっては、敷地周辺の利用状況、道路幅員、交通規制及び通学路等を調査し、搬出入車両及び重機の規模、運搬距離及び経路等、関係法令、近隣住宅への配慮と実状に応じた計画をすること。
- ・工事車両の出入口、駐車場、発生材の仮置き場、足場、工事手順、交通誘導員等の動線等を考慮し、適切な仮設計画を立案し、詳細を図面及び工事費積算に反映すること。
- ・仮囲い、防音シート、山留（シートパイル等）、タイヤ洗浄用ハイウォッシャー、敷鉄板、騒音計、振動計、デジタル粉塵計、ノッチタンク、監視カメラ、仮設照明、散水設備、交通誘導員等、敷地及び周辺状況への影響を最小限にとどめるため、必要となる内容を図面及び工事費積算に見込むこと。仮囲い、交通誘導員等の計画は関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・電気等の各種引込み線及び埋設配管等の切り替え又は廃止、工事後の雨水排水計画、囲障、地下埋設物撤去時の山留計画等の計画を関係法令及び基準等に従い、遺漏なく確実に計画すること。
- ・各部分の納まりについて、詳細図を作成し明確に図示すること。

(2) 業務委託の履行期間

- ・ 契約締結日の翌日から令和8年8月28日（検査期間の9日間を含む。）とする。
（業務完了届の提出予定日は令和8年8月19日）

(3) 中間報告

- ・ 関係者へ進捗内容の報告等を行うため、設計概要等について中間報告を行うこと。
- ・ 報告時期及び内容は契約締結後の協議によるが、次の時期を想定している。
 - ・ 基本設計 令和8年6月末まで
（改修内容の規模・概算事業費、配置・動線計画図、その他提案意図説明資料を含む）
 - ・ 概算工事費 令和8年7月末まで

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（官庁営繕統一基準）（以下「共通仕様書」という。）」による。なお、特記仕様書に明記されていない事項であっても、本設計業務委託の目的達成のために性質上当然必要と思われるものについては、受託者の責任と負担において全て完備しなければならない。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項は、原則すべての項目を適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

共通仕様書中、「検査職員」とあるのは「検査員」と読み替えるものとする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

- ・ 設計業務
 - ・ 建築解体基本設計に関する標準業務

※一般業務の内容には、委託業務の履行にあたり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む。）及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる各種の申請に用いる資料の作成及び申請手続き業務（複雑なものを除く。）を含むものとする。

また、工事期間中の仮設計画、外構整備、等の設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ・ 積算業務（積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴集、見積検討資料の作成）
- ・ 補助金や起債の交付等の有無を確認し、該当の場合は対象と対象外の項目を確認して、内訳書でその区別ができるように整理すること。
- ・ 各発注工事の内訳書において同一材料で同一施工条件の場合は同一単価とする。
- ・ 建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用する場合は、備考欄に書籍名及び単価掲載頁を明記するとともに、原本または当該頁の写しを添付すること。
- ・ カタログ定価等により単価を決定する場合は、年度・姿図・メーカー品番等がわかるカタログの写しを添付すること。
- ・ 見積をとる場合の数量については、自ら計測した責任ある数量とすること。
- ・ 見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴取し金額を比較のうえ、見積額を基に採用する単価を決定すること。なお、見積りを依頼する前には、調査職員に見積り依頼先名簿届を

提出し承諾を得ること。

- ・見積比較表において、査定率を掛ける場合は、実勢単価を確認すること。
- ・数量の拾い出しについて、後で確認できるように拾出図（部位ごと、部屋ごと等、積算数量算出書の根拠）等を提出すること。（実際に拾い出しに使用した図面の写し等、各数量が確認できるもの。簡易な物でも可）
- ・工事内訳書は、（一財）建築コスト管理システム研究所の内訳書作成システム（RIBC2）による電子データファイルとし、Excelデータと紙データを併せて提出すること。
また、見積単価を採用する場合は同システムによる見積比較ファイルを作成すること。
- ・工事内訳書の入力時に、各建物及び各工種等の区分名称の最初に番号を付けること。
- ・「細目別」の摘要欄について、単価と金額を消したときに入札時の「参考数量書」として入札参加希望者が適切に積算できるように、詳細を記載すること。図面との整合を必ず確認すること。図面中に記号等を付けている場合は、極力その記号等を「細目別」の摘要欄に記載すること。
- ・代価表を使用する場合は、必要に応じて「細目別」の摘要欄（元データの摘要欄）に詳細を記載すること。（※代価表は、入札時の参考数量書から削除されるため。）
- ・その他、内訳書の様式、作成方法等については、調査職員の指示によること。
- ・本業務の積算は、次の図面目録に基づく算定方法による。
 - ・建築解体
 - ・敷地整備費
- ・関係法令等に基づく必要な各種申請書類の作成及び手続き業務（申請等に係る手数料を含む。）
- ・建築基準法（計画通知申請、仮使用申請、工事中における安全上の措置等に関する計画の届出、除却届、構造計算適合性判定申請、公図の取得）、都市計画法（開発許可、29条申請、37条申請）、消防法等の申請手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
（※計画通知申請等には、公図の写しの添付が必要。）
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）に基づく計算書等の作成及び申請（建築物エネルギー消費性能適合性判定等）手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
- ・リサイクル計画書の作成（基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。）（各種申請手数料等を含む。）
- ・その他、必要な関係法令及び条例に基づく申請書類の作成及び手続き業務（各種申請手数料等を含む。）
- ・特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六フッ化硫黄ガス、ダイオキシン等）の有害物質の有無についての事前調査結果報告書の作成及び届出手続き業務
 - ※書面調査、目視調査及び分析調査の内容を合わせた成果物とすること。
 - （目視調査を含む。建築及び設備）
 - ※工事着手前までに発注者に対し説明を行うこと。
 - （試料採取による。建築及び設備）
- 【廃石綿等の分析調査】
 - 試料採取、分析調査費を含む。
 - JIS A 1481-1（建材製品中の石綿含有率測定方法－第1部：市販バルク材か

らの試料採取及び定性的判定方法)により判定を行う。

また、含有の場合は含有する層の判定を行う。

【廃石綿等の分析検体数】

廃石綿含有の疑いがある建材 14 検体

- ・ 廃石綿等の調査方法にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）6. 1. 3 施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上で実施する。

なお、廃石綿等の調査（書面調査、目視調査、分析調査、検体採取を含む）については、一般建築物石綿含有建材調査者、又は特定建築物石綿含有建材調査者が行うこと。

- ・ 分析調査の対象については、工事費に影響が大きい材料（作業レベル、数量など）を優先して有資格者が選定し、事前に発注者に確認すること。
- ・ 検体採取において、当該建材の「部分的な補修部分」等を分析の対象としないこと。
- ・ 廃石綿等の含有可能性がある対象が多数あり数量が足りない場合は発注者と協議をすること。分析調査ができない場合は、含有見込みとして設計書を作成すること。
- ・ 概略工事工程表の作成
- ・ 工事にあたって発注者がすべき手続き等の一覧を作成する。

電線・通信線の解約、浄化槽の廃止届、危険物関係の廃止届、備品撤去、建築基準法の完了検査、開発行為の完了検査、消防法の完了検査 など、必要な手続き一覧を作成する。

- ・ 設計説明書を作成する。
 - a 計画概要（設計方針等）
 - b 施設概要（敷地及び施設の状況）
 - c 建築計画（条件整理、平面計画）
 - d 設備計画（電気設備、機械設備、消防設備）
 - e 解体計画（必要な場合に限る。）
 - f 概算工事費
 - g 工事工程計画
 - h その他調査職員の指示するもの
- ・ 住民・議会説明等に必要な資料の作成及び協議等の対応
- ・ その他当該設計業務に必要な業務（各種補助申請資料の作成、議会説明等）

※ 各種申請等において、事前協議及び申請等は受注者が行うこと。また、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

- ・ 特別管理産業廃棄物等（廃石綿、PCB、ダイオキシン 他）の書面(目視)調査
- ・ 廃石綿等の分析調査
- ・ PCB の分析調査
- ・ 現況測量
- ・ 工損調査
- ・ 地質、土質調査
- ・ コンクリート強度等の調査業務

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計は、提示された設計と条件、既存設計図書、現況調査及び適用基準等に基づき行う。
- b. 実施設計は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。

その他の適用に当たっては次の基準を参考にし、特記なき場合は国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 共通

- ・ 建築基準法
- ・ 建築基準法施行令
- ・ 建築基準法施行規則
- ・ 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領（最新版）
- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- ・ 官庁施設の津波防災診断指針（最新版）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- ・ 広島県福祉のまちづくり条例（最新版）
- ・ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準（最新版・国土交通省）
- ・ 建設業法
- ・ 建設業法施行令
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令
- ・ 公共建築工事積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・ 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- ・ 建設副産物の手引き（最新版）
- ・ 三原市公共建築物等木材利用促進方針（最新版）
- ・ その他関係する要領、要綱（最新版）

b. 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）
- ・ 公共建築木造工事標準仕様書（最新版）
- ・ 建築工事監理指針（最新版）
- ・ 建築設計基準（最新版）

- ・建築構造設計基準（最新版）
- ・構内舗装・排水設計基準（最新版）
- ・建築工事標準詳細図（最新版）

c. 設備

- ・建築設備計画基準（最新版）
- ・建築設備設計基準（最新版）
- ・建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準（最新版）
- ・建築設備耐震設計・施工指針（最新版）

d. 積算

- ・公共建築工事積算基準（最新版）
- ・公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- ・公共建築数量積算基準（最新版）
- ・公共建築設備数量積算基準（最新版）
- ・公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

(3) 業務計画書

業務計画書として、業務工程表及び次の内容を記載した業務組織計画表を、「委任（下請負）承諾願」に添付し提出すること。

- a. 管理技術者及び照査技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 主任担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（建築、構造、電気及び機械等の分担業務がある場合。）
- c. 担当技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
（協力事務所を含む。）
- d. 分担業務の各分野、具体的な業務内容（分担業務がある場合。協力事務所を含む。）
- e. 協力事務所の名称・所在地・登録番号、協力を受ける理由
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 打合せ及び記録

- a. 業務着手時に提出する業務計画書に打合せ計画を記載すること。
- b. 調査職員又は管理技術者が必要と認めたとときに打合せを行うこと。
- c. 受注者は、本業務を円滑に遂行するため、発注者との定期的な打合せ会議（月1回以上）を行うこと。

(5) 引渡し前における成果品の使用等

特記仕様書に規定がある場合又は調査職員が指示し受注者がこれに承諾した場合は、履行期

間中においても、成果品の全部又は一部を使用することができるものとする。

(6) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注業者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成、完成後の運営及び維持管理に使用できるものとする。

(7) 業務完了後の協力等

次について発注者から要請があった場合、受注者はこれに協力するものとする。

- a. 質問回答書の作成
- b. 設計図書に疑義が生じた場合
- c. 会計実地検査、外部工事監査等
- d. 工事に際して設計図書・構造計算書等に疑義を生じた場合
- e. 現場施工においてやむを得ず設計変更の必要性が生じた場合

※会計実地検査及び外部工事監査等の対象となった場合、発注者と共に統括、意匠、構造及び各設備設計担当者が各検査に同席すること。

(8) 地元関係者等への説明、交渉等

受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際にこれに協力する。

(9) 協力業者（下請け業者）との契約について

- ・協力業者（下請け業者）との契約に当っては、令和6年1月9付け国土交通省告示第8号によって示された構造及び設備の業務報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。
- ・第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(10) その他

- ・設計に伴う設計条件等の整理、法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ等、調査職員は極力協力して業務の遂行に努める。
- ・コスト縮減検討報告書は、基本設計及び実施設計の段階ごとに作成すること。また、ライフサイクルコストも考慮に入れたコスト縮減した項目、方法、縮減金額（根拠共）等の説明資料を提出すること。
- ・材料、仕様などの名称は、「公共建築工事標準仕様書（最新版）」に基づき記入すること。
- ・定例会議の頻度と方法は協議による。方法は現地会議と Web 会議を想定する。
- ・図面内の特記仕様書に、「施工計画書作成項目」、「施工図作成項目」、「各種検査項目」の一覧を定めて明記する。
- ・木工事で使用する木材の産出地は、原則、広島県産材（可能な範囲で三原市産材）として設計し、図面等に明記すること。
- ・業務履行報告書は図面を添付して報告を行うこと。
- ・関係する説明会等に同席し、その内容を設計内容へ反映させること。
- ・工事着手前に、監督員、工事監理者及び施工者等に対し、設計意図、内容の伝達と説明を行う。
- ・工事に際して、必要な関係法令に基づく各種申請手続きについて、担当部署と協議の上、手続き方法、手数料等を調査し、結果を整理したものとともに、手続きに必要な資料（添付資料を含む。）を作成して提出すること。
- ・引き渡された成果物に関し、法律に著しく不適合であることや積算が著しく間違っていることなどが判明し、発注者に著しい損害を与えた場合は、受注者に対して損害賠償の請求

をすることがある。

・電子成果品	2部	電子メディアにて提出
・設計図（二つ折り製本）	5部	A3縮小版
・設計図（設計書用・契約書用）	3部	A3ファイル折
・その他調査職員が必要と認めるもの	必要部数	

(注) 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

成果物は調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。

積算数量算出書の作成は、営繕積算システムRIBC2（（一財）建築コスト管理システム研究所）による。

見積単価を採用する場合は、同システム見積比較ファイルを作成すること。

電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。

成果品が2冊以上になる場合は、ケースに入れて提出すること。

(2) その他提出を要する事務書類

提出を要する事務書類	部数	備考
・管理技術者選任（変更）通知書	2部	管理技術者と受注者との雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付、免許・資格については証する写しを添付。
・誓約書	2部	管理技術者の兼務制限について
・業務工程表	2部	
・委任（下請負）承諾願	2部	業務組織計画表を添付。
・見積依頼先名簿届	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。
・貸与品借用（返納）書	1部	必要に応じて指定様式で提出すること。

【建物概要】

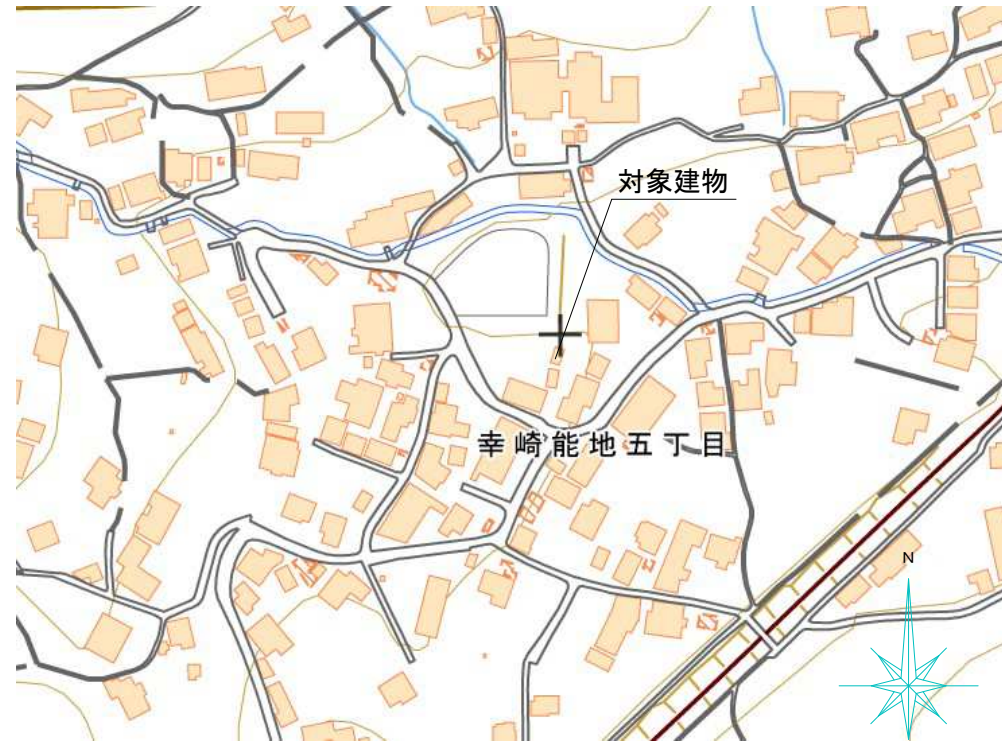
建物名称：本能地格納庫

所在地：三原市幸崎能地5丁目10-18

敷地面積：771㎡

床面積：24.41㎡

工事内容：建物及び乾燥柱の解体、フェンス設置



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト

【建物概要】

建物名称：奥三格納庫

所在地：三原市幸崎能地7丁目25-1

敷地面積：163㎡

床面積：24.84㎡

工事内容：建物の解体、コンクリート舗装



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト



【現況写真】



【現況写真】

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名	消防屯所等解体設計業務委託
-----	---------------

図面名称	付近見取図・現況写真(1)	縮尺	N.S.	図面番号	A-01
------	---------------	----	------	------	------

【建物概要】

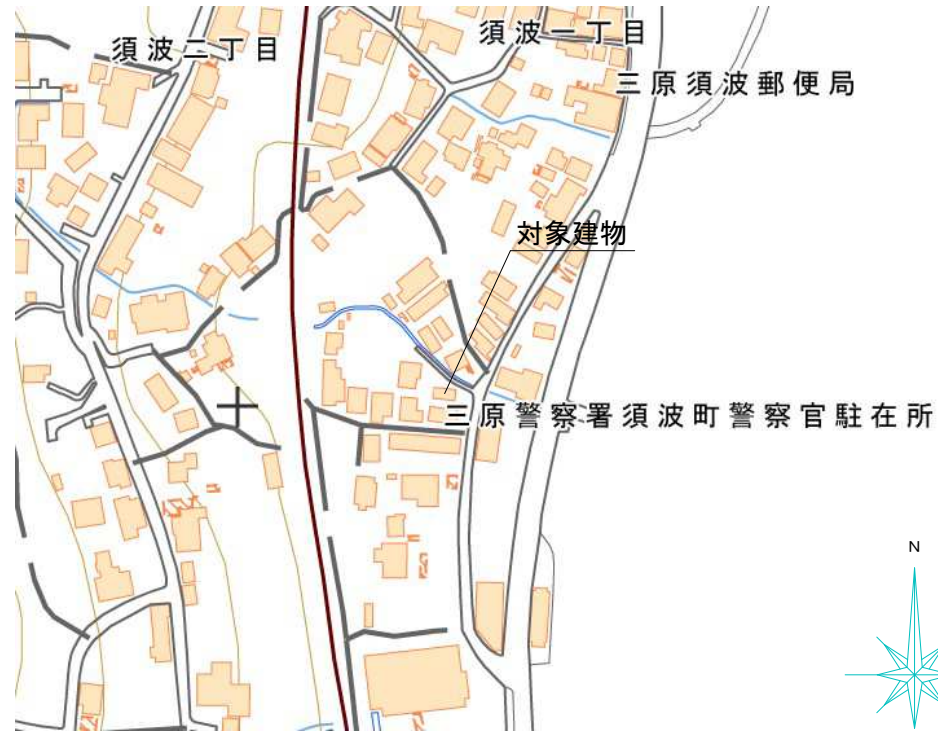
建物名称：須波分団屯所

所在地：三原市須波1丁目19-15

敷地面積：80.04㎡

床面積：26.42㎡

工事内容：建物及び乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト

【建物概要】

建物名称：港口倉庫

所在地：三原市須波1丁目9

敷地面積：19.4㎡

床面積：6.04㎡

工事内容：建物の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト



【現況写真】



【現況写真】

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名	消防屯所等解体設計業務委託
-----	---------------

図面名称	付近見取図・現況写真(2)	縮尺	N.S.	図面番号	A-02
------	---------------	----	------	------	------

【建物概要】

建物名称：須波西倉庫

所在地：三原市須波西2丁目24-30

敷地面積：58㎡

床面積：5.39㎡

工事内容：建物・乾燥柱2本・貯水槽の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト

【建物概要】

建物名称：沖浦格納庫

所在地：三原市沖浦町1387-1

敷地面積：271.07㎡

床面積：5.32㎡

工事内容：建物の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト



【現況写真】



【現況写真】

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名	消防屯所等解体設計業務委託
-----	---------------

図面名称	付近見取図・現況写真(3)	縮尺	N.S.	図面番号	A-03
------	---------------	----	------	------	------

【建物概要】

建物名称：沼田西分団屯所

所在地：三原市沼田西町松江2565

敷地面積：168㎡

床面積：54.9㎡

工事内容：建物及び乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト

【建物概要】

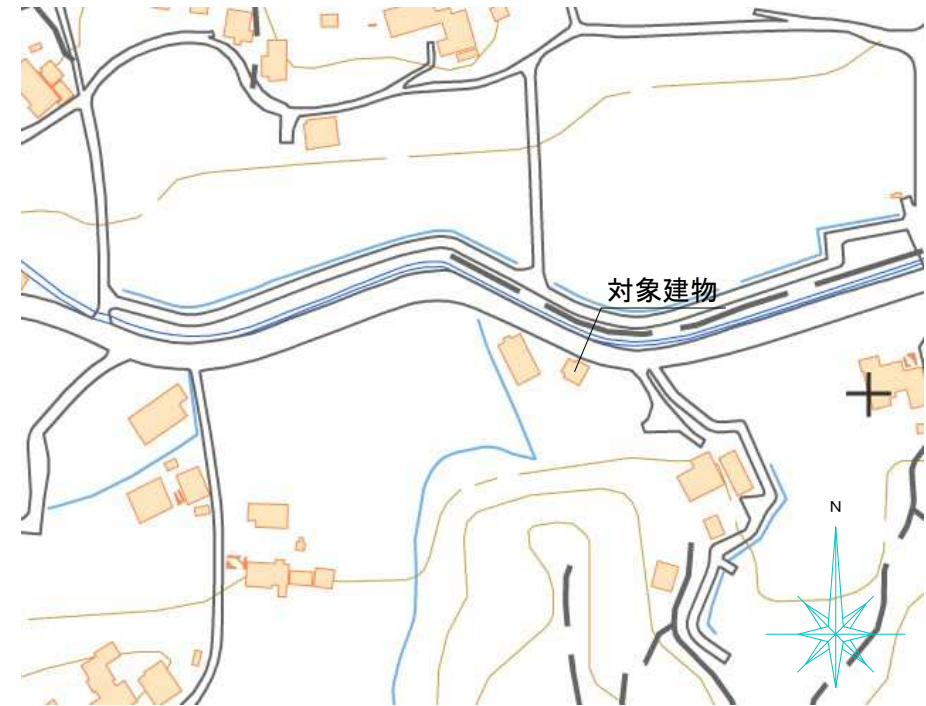
建物名称：惣定格納庫

所在地：三原市沼田西町惣定1168-1

敷地面積：398.38㎡

床面積：40.98㎡

工事内容：建物及び乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト



【現況写真】



【現況写真】

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名	消防屯所等解体設計業務委託
-----	---------------

図面名称	付近見取図・現況写真(4)	縮尺	N.S.	図面番号	A-04
------	---------------	----	------	------	------

【建物概要】

建物名称：大長寺格納庫

所在地：三原市小坂町2178-1

敷地面積：329.41㎡

床面積：5.89㎡

工事内容：建物及び乾燥柱の解体、真砂土で跡地整備



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト

【建物概要】

建物名称：須波ハイツ格納庫

所在地：三原市須波ハイツ三丁目1

工事内容：乾燥柱の解体



【付近見取図】N.S.

出典：国土地理院ウェブサイト



【現況写真】



【現況写真】

三原市役所

三原市港町3丁目5番1号 TEL(0848)64-2111

課長	係長	設計	校閲	日付	備考

工事名

消防屯所等解体設計業務委託

図面名称

付近見取図・現況写真(5)

縮尺

N.S.

図面番号

A-05

参考数量書

業務名称 消防屯所等解体設計業務委託

[工事概要]

三原市幸崎能地五丁目外

用途, 構造, 面積	消防屯所・格納庫・倉庫、コンクリートブロック造他 敷地面積 2258㎡	
業務範囲	消防屯所等10箇所の解体設計業務	
別途業務	無し	
履行期限	契約締結日の翌日から 令和8年8月28日 までを工期とする。	
一般事項		
《業務予算内訳》	設計金額	¥ (税込み)
〈内訳〉		
区分	金額	摘要
業務価格		
消費税額		
設計金額		

